

藤枝市教育委員会

令和6年12月定例会議案

令和6年12月26日

藤枝市教育委員会 1 2 月定例会議事日程

日 時 令和 6 年 12 月 26 日 (木) 午前 10 時から
場 所 藤枝市役所西館 5 階 第 2 委員会室

開 会

会議録署名委員指名

委員

委員

日 程 第 1

第 2 0 号議案 藤枝市立小・中学校通学区域の指定について

- P 1 -

日 程 第 2

・ 諸般の報告

○ 教育部長

・ 市議会 1 1 月定例会議質疑応答要旨

- P 6 -

○ 教育政策課

・ 藤枝市立小中学校／令和 7 年度入学式ほか日程について

- P 23 -

・ 絵本「ふじりんとうとうあんぜん」の配布について

- P 24 -

・ 藤枝市教育研究作品の募集について

- P 25 -

・ 「小さな物語」（授業で人を育てる）実践事例の募集について

- P 26 -

・ 学校敷地内での動物死骸の発見について

- P 27 -

○ 学校給食課

・ 新学校給食センター事業用地の取得について

- P 28 -

○ その他

閉 会

次回教育委員会定例会：令和 7 年 1 月 16 日 (木) 午前 10 時 (西館 5 階第 2 委員会室)

藤枝市立小・中学校通学区域の指定について

藤枝市立小・中学校の通学区域について、藤枝市立小・中学校通学区域審議会の答申を受け、別紙のとおり指定することとする。

令和 6 年 12 月 26 日 提出
藤 枝 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 村 禎

(提案理由)

これまで田畑であった区域に 10 年ほど前から家が建ち、従来の自治会の所属と通学区が異なる区域が出ているため、藤枝市立小・中学校通学区域審議会の答申を受け、条例第 2 条の規定により、通学区域を変更するものである。

令和6年11月28日

藤枝市教育委員会
教育長 中村 禎 様

藤枝市立小・中学校通学区域審議会
会 長 工 藤 道 夫

藤枝市立小・中学校通学区域の指定について(答申)

令和6年10月31日付け第19号議案により諮問のあったことについて、審議した結果、下記のとおり通学区域を変更することを認めます。

記

1 大洲1丁目6番1～4号、6番28～29号、33号の通学区域の指定

当該区域は、通学区域が区割りされた時には、田畑であり住宅は無かった。しかし10年ほど前から一部宅地化され、もともと大洲地区に住んでいた住民が家を建てた。そのため、青島小学校区であるが大洲自治会に所属しているという学区と町内会の不一致が起こっている区域であった。

本審議会では、通学区域が自治会、町内会と揃っている方が、児童生徒にとって、よりよい教育環境となることから、「大洲1丁目6番1～4号、28～29号、33号の通学区域を青島小学区から大洲小学校区に変更することは妥当である。」との方向性で一致し、これを答申する。

令和6年度 第1回 藤枝市立小・中学校通学区域審議会

1 審議会について

(1) 審議会までの経緯

令和6年10月18日大洲第3自治会長、忠兵衛町内会長、青島第11自治長、青南町下町内会長より藤枝市教育委員会へ通学区域指定申出書の提出があった。

(2) 審議日時等

令和6年11月28日（木）午後3時から4時

出席者：工藤委員、朝比奈委員、横山委員、數野委員、成瀬委員、井鍋委員
池谷委員、仲山委員、増井部長、金原課長、小山学校教育監、
道越主席指導主事、山崎主任主事

欠席者：山本委員

2 大洲1丁目6番1～4号、6番28～29号、6番33号の通学区域の変更について

(1) これまでの経緯

該当の地区は、青島小学区と大洲小学区の境界線に隣接する地区である。現在の通学区域は青島小学区に指定されている。通学区域が区割りされた時には、農地であり住宅は無かった。

しかし、10年ほど前から一部宅地化され、来年4月に就学する児童がいる。該当地区の3件の住民は、いずれも大洲地区出身であり、10年以上大洲地区の忠兵衛町内会に所属し、活動を共にしていることから、町内会と通学区が一致していない。

そこで、当該地区である大洲第3自治会長、忠兵衛町内会長、青島第11自治会長、青南町下町内会長の立会いのもと、現地にて確認したのち、自治会からの申し出が提出された。

(2) 通学区域の指定

大洲1丁目6番1～4号、6番28～29号、6番33号を大洲小学校の通学区域に変更する。

この区画は従来、青島小学区であり、もともとは田畑であった。10年ほど前から一部宅地化され、今後も住宅が増える可能性もあることから、町内会と学区をそろえる形で、大洲小学区とすることが望ましい。

接道状況、周辺の状況等を勘案し、令和7年2月1日からこの区画を大洲小学区とする。

(3) 今後の対応

この地区はもともと農地だった土地が、一部宅地化されたことによって、町内会と学区が一致していない箇所が存在していた。これは宅地造成に伴う過去の様々な経緯があつての結果と考えられる。

今回は、該当区域がもともと田畑であつたため、通学区域と町内会に不一致があつたが、当該土地に住む住民が、忠兵衛町内会に長年所属していることから大洲小学区に決定できた。

今後も、こうした宅地造成等の状況と過去の経緯を踏まえ、地元自治会等と連携しながら慎重に通学区域の確認をしていく必要がある。

資料 1

市議会 11月定例会月議会 質疑応答要旨

令和6年11月定例会月議会において、各議員より教育に関連する質問がありました。

■一般質問

○ 植田 裕明 議員

標題2 日本遺産の周知と活用について

(3) 教育の場で「日本遺産のまち藤枝」を教えることについて

【質問】

本市の郷土史の授業で、小中学生に日本遺産のまち藤枝を教え、郷土愛を育まれてはどうか伺う。

【答弁：教育長】（教育政策課）

本市では、子どもたちが藤枝市の歴史や文化をより具体的に学ぶことができるよう、市内の社会科教員が小中学生に向けて作成・編集した社会科資料集を授業に活用しており、その中には、本市の日本遺産に関係する資料も多数掲載しており、日本遺産のストーリーの核をなす「江戸時代の民衆の旅」や「街道」に絡めた授業を実施している。

中学生が使用する社会科資料集には、藤枝宿と岡部宿の様子が見える記述や地図、さらには、葛飾北斎が描いた「染飯を売る娘」や、歌川広重が描いた「隸書東海道『藤枝』」など、日本遺産の重要な要素である浮世絵を複数掲載している。

また、小学3・4年生が使用する社会科資料集では、住民たちの手により「明治のトンネル」を掘り進め、人力車や馬車なども宇津ノ谷峠を越えることができるようになったことについて、絵や地図とともに紹介し、日本遺産のテーマとなっている「東海道」が、市民の生活と密着していることを学ぶことができる。

日本遺産に関連する教材を、ストーリーと絡めて授業で扱うことは、子どもたちの郷土の歴史への興味や関心を高め、ひいては郷土愛の醸成につながるものと考えており、今後も本市の歴史や文化をより深く学ぶ機会を積極的に提供していく。

○ 遠藤 久仁雄 議員

標題1 藤枝市の英語教育の更なる発展を願って

(1) 異なる制度におけるALTの採用方法について

【質問】

JETプログラムによるALTと地域ALTの採用方法について、長所と短所を伺う。

【答弁：教育長】（教育政策課）

「JETプログラムによるALT」は、日本でALTとしての活動を希望する外国在

住の方が、審査を経て国から市に紹介される制度であり、長所は、市から国に対し、ALTとなる方の出身国や大学での専門分野などの希望を出すことができるため、様々な経歴の人材を本市に招くことができることである。短所は、これまで教育経験のない若い方が採用されることが多いことから、児童生徒への効果的な指導が難しい場合や、日本文化に馴染めず生活面での課題が発生する可能性があることが挙げられる。

次に、本市独自で採用する「地域ALT」の長所は、これまでのALTとしての活動実績に基づいて選考できることや、生活拠点が地域に根付いており長期にわたり安定した勤務が担保されることである。短所は、欠員が生じた時の後任を選ぶ際、市内や近隣市在住など、限られた人材から適任者を探すことになるため、採用までに時間を要する場合があることである。

【再質問】

コロナ禍では、JETプログラムのALTの一部が渡航できず、採用には苦勞された」と以前の答弁で伺った。この時には地域ALTの存在が役に立ったと理解しているが、いかがか伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

コロナ禍で新規のJET-ALTが来日できない間、地域ALTを8人から10人に増やし、指導に当たった。また、本市の英語教育のサポート役であるFCAも、受け持ちの授業数を増やして指導を行う等、様々なフォローを行った。

【再質問】

本市で現在働いている地域ALTと、JET-ALTの平均勤務年数は、それぞれ何年か伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

地域ALTは平均約8年で、JET-ALTは平均2.7年である。なお、JET-ALTの勤務年数は5年が上限である。

【再質問】

ALT全員による授業研修は行われているのか伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

ALT全員による授業研修は年4回行っている。また、来日してから日が浅いJET-ALTに対しては、FCAを中心に小グループでの個別研修も行っている。

(2) ALTの学校訪問時間数について

【質問】

現在のALTの人数で、市内全ての学級において週1時間以上の訪問が可能か伺う。

【答弁：教育長】（教育政策課）

全ての小中学校において、ALT 19名が、英語教諭とのチームティーチングにより毎週授業を実施できる体制を整えている。ALTは1名あたり週16時間程度の授業時間を受け持ち、2～3校を兼務している。これにより、市内全ての小学3年生から中学3年生が、週に1時間以上、ALTによる授業を受けている。

【再質問】

ALTは、授業時間以外の時間に、どのような活動を行っているか伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

ALTは、授業時間以外の時間を使い、主に授業準備や教材の作成に取り組んでいる。

【答弁：教育長】（教育政策課）

加えて、昼休みに子どもたちと遊んだり、土日の地域行事や体育大会等の活動にも参加したりしている。

【再質問】

英語の教員免許を有している小学校教員が、何名ほど英語の授業を行っているか伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

英語専科教員や、小中一貫教育の専科教員が小学校で英語の授業を行うケースや、中学校教員が小学校へ乗り入れて授業を行うケースなどがある。人数は今手元にはないが、あわせて10校以上の小学校で、英語の教員免許を有する教員が英語の授業を行っている。

(3) 授業以外でのALTの英語を教える機会とその効果について

【質問】

英語の授業以外で、ALTが児童生徒に英語を教える機会として、どのようなものが計画されているか、またその効果について伺う。

【答弁：教育長】（教育政策課）

本市では、ALTとのコミュニケーションをさらに図りたいと希望する児童生徒に、英語で日常会話を行う機会を提供できるよう、平成28年度より、ALTとの課外活動「Fujieda English Camp」を開催している。

この活動は、年4回、休日に開催するイベントで、クイズ大会や世界の料理体験、クリスマスイベントなど、子どもたちの興味のあるテーマを設定し、楽しみながらALTと英語でのコミュニケーションを行うものである。本年度で7年目になるが、子どもたちの満足度や保護者の期待も大きく、毎回定員を大きく上回る応募がある。

また、昨年度からはALTとの英語によるコミュニケーションを希望する中学生を対象とした、「Fujieda Conversation Club」を開催している。

この活動は、複数名のALTがチームを組み、水曜日の放課後に各中学校を訪問し、生徒と自由なテーマで英会話を楽しむものである。異文化に興味を持つ生徒が数多く参加しており、非常に好評を得ている。

これらの企画は、本市ならではの取組で、児童生徒にとっては、様々な場面や場に応じた英語力を養うことができる絶好の機会になっている。その良さは生徒間に広まり、年々参加者が増え、主体的にコミュニケーションを図ろうとする意欲の高まりを感じている。

【再質問】

「Fujieda Conversation Club」の年間の実施数について伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

市内全10校に対し、年に2回ずつ行っている。

【再質問】

「Fujieda Conversation Club」の話し合いのテーマは、どのように準備しているのか伺う。

【答弁：教育長】（教育政策課）

話し合いのテーマは、ALTのリーダー格であるFCAと担当指導主事が中心となり決めている。英語力が異なる3学年が一堂に会することから、テーマ設定に苦労しているが、全ての参加者の話題が膨らむテーマとしている。

(4) 中学校進学時に英語学習で困ることについて

【質問】

中学校への進学時に、子どもたちが英語教育で困ることはないのか伺う。

【答弁：教育長】（教育政策課）

新学習指導要領の改訂により、小学校での学習を踏まえ、中学校で扱う英語の語彙数が増えているため、生徒の学習負担が大きくなっていることが懸念されている。

そのため、小学3年生からは「聞くこと」「話すこと」を中心として、まずは外国語に慣れ親しむことに主眼を置いた外国語活動を行い、5年生になると、段階的に文字を読んだり、書いたりする学習が始まり、学年に応じて自然に語彙力を高めることができる仕組みを取っている。

さらに本市では、「小中学校接続英語教育プラン」を作成し、小学校から中学校まで系統的な学習を目指しており、その中で、中学校区に同一のALTを配置し、小学校で慣れ親しんだALTと中学校進学後も、積極的なコミュニケーションを図ることができ、効果的なものになるよう配慮している。

今後も、貴重な人材であるALTを積極的に活用し、コミュニケーション活動を充実させた授業を展開するとともに、小学校と中学校との円滑な接続や、児童生徒の資質・能力向上に努めていく。

【再質問】

単語のスペリングを覚えるにあたり、アルファベットの羅列を反復して覚えるのではなく、正しい発音を知ることがスペリングを学ぶことにつながると思うが、教育長の考えを伺う。

【答弁：教育長】（教育政策課）

音声にまず慣れ親しみ、そこから文字の学びに行くというのが、非常に重要で、自然な流れである。このことは、学習指導要領の解説書にも触れられており、音声に触れ、発音に慣れ親しんでから文字に行くという順序性を大事にするよう示されている。

「書く」という領域は個人差が出やすく、つまりく子のでやすいところでもあることから、順序性が大事であり、ALTから正しい発音を知ることが、よい学びにつながると考えている。

(5) ALTが直接児童生徒に英語を教える意義について

【質問】

ALTが直接児童生徒に英語を教える意義について、本市ではどのように捉えているのか伺う。

【答弁：市長】（教育政策課）

現在、様々な領域でグローバル化が進む中で、今を生きる子どもたちは、より広い視野で自信をもって力強く生きていくことが求められる。中学校卒業までに簡単な英語を使い、日常会話ができるようになってもらいたいとの思いから、私が目指す本市の英語教育において、ALTの存在は大変重要であり、欠かせないものと考え、市長就任時から順次ALTを増員するなど、これまで英語教育に力を入れて取り組んできた。

ALTとの学習活動を通して、子どもたちはネイティブの英語に触れることができ、さらにはALTのバックボーンである文化や物の考え方を肌で感じるができる。

また、ALTを目の前にし、直接コミュニケーションを図ることができる環境は、児童生徒がこれまで知らなかった外国が、より身近なものに感じられるきっかけとなり、さらには異文化への興味・関心を引き出すことにもつながる。

今後も児童生徒が、私たちの思いを共有していただける、高い意識を持ったALTとの活動を通して、国際感覚を身に付け、科学や情報技術等の分野で、世界で活躍する人材となることを願っている。

【再質問】

市長は令和3年の私の質問の中で、自ら県庁職員の時に、アメリカへ単独研修に行かれたと答弁されたが、その時の経験や英語の必要性についてどのように感じたか伺う。

【答弁：市長】（教育政策課）

私は30代前半のころ、海外研修制度によりロサンゼルスに行き、約1か月間の研修をしてきた。行程やアポ取り、ホテル予約などすべてを一人で行ったうえで、当時の業務に関連した水管理システムの研修項目を作り、学んできた。現地では、いろいろな人の協力はいただいたが、基本的には単独で行った。そこで学んだことは、生の英語に触れることは大事だということである。生の英語と生の文化、これを知り、この経験だけでも非常に大きなものであった。

そこから感じていることは、教員が子どもを教えるには、やはり現地に行くとか、生の英語で生の文化を知ったうえで教えるのは非常に大事だということである。

【再質問】

英語を学ぶ意義について、文化の点から教育長の考えを伺う。

【答弁：教育長】（教育政策課）

19名のALTが入り、子どもたちが週1回はALTを目の前にして学んでいるが、ALTの存在そのものが異文化であると思っている。ALTが話している言語をはじめ、ALT持っている価値観、考え方、身振りなどすべてが異文化であると思う。そのようなALTが授業にいて、経験をたくさんめることが、子どもたちにとって大事だと考えている。

私は、文化は覚えるものではなく、慣れるものだと思っている。慣れることで、自然に人と人とのコミュニケーションができていく。昔、私が教員になり立てのときには、今でいうALT、当時のMEF（文部省イングリッシュフェロー）が県で1名だけおり、各学校に回っていた時期があり、幸運な学校は年に1回だけMEFが来ていた。子どもたちも先生も、MEFと接する機会が少なく異文化に慣れていないため、MEFが来てもコミュニケーションを図ろうとしなかった。

一方、数年前に、海外でも仕事をする教え子と話したところ、海外でのコミュニケーションにあたり、中学校の時にALTの授業を受けたのが役に立ったと思う、との感想をもらった。当時、彼も週1回ALTとの英語の授業を受けていたが、ALTとしり込みせずに対面でき、話ができたといい経験を得られたことが大きいとのことである。

英語の力もさることながら、異文化と向き合う力を養うことに、ALTが大変有効に働いていると考える。

（6）英語教員の海外研修参加のための環境支援について

【質問】

英語教員が夏季休業期間等を利用し、海外研修ができるような環境を支援していただ

くことは可能か伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

本市では教員による海外研修制度を設けていないが、静岡県教育委員会主催の教員海外研修制度がある。これは、英語教育の指導力及び専門性の向上を図るとともに、グローバル人材育成のために行っているものであり、研修参加による教員のスキルアップが期待されることから、本市としてもこの研修制度の活用を教員に促していく。

【要望】

意欲のある、意識の高い教員が海外研修に参加しやすい体制づくりや、市独自の英語教員海外研修事業の実現を要望する。

○ 大石保幸 議員

標題１ 働き方改革について

(2) 教員の「働き方改革」について

① 教員の「働き方改革」についての所見について

【質問】

市長の立場から、教員に関する「働き方改革」についての所見について伺う。

【答弁：市長】（教育政策課）

私はこれまでも、“まちづくり”は“人づくり”からという思いから、本市の次代を担う子どもたちの学びの環境の充実に特に力を入れてきた。

なかでも、小中学生にとって、人間形成が行われる時期に出会う「先生」は、その子の一生に影響を与える大きな存在で、学習面だけでなく、人間的な成長も支える重要な役割も担っていると考えている。したがって、子どもたちを導く教員は、その重みを感じ、教職に対しての誇りと気概をもって自らの職責を果たしていただきたいと強く思っている。

本市では、「授業で人を育てる」という教育理念のもと、「教科の学び」と「人としての学び」の両面を柱とした授業づくりを行っており、教員本来の「指導」に専念できる環境を整えることが、教育の質の向上につながるものと強く考えている。

しかし、長時間労働や多忙化により、教員が児童生徒への指導に、十分な時間を傾けられなくなってしまうところに、大きな課題がある。

そのため、教員が子どもたちに向き合う時間を創出できるよう、教育委員会と学校現場の連携を密にとりながら、市としても各種支援員などの人的支援をはじめ、校務システムの導入などICTの活用、さらにはスクールロイヤーの配置などにより、職場環境の改善を行っている。

あわせて、地域・保護者等とも連携しあい、さらに働きやすい職場環境づくりを進め

ていく。

【再質問】

教育環境の改革として進めてきた小中一貫教育は、教員の働き方改革という視点で貢献しているのか伺う。

【答弁：教育長】（教育政策課）

本市の小中一貫教育は、「縦の小中一貫教育」と「横の小中一貫教育」としている。

「縦の小中一貫」については、小中の指導内容を系統的に並べたカリキュラムを本市独自で作成しており、それに基づき教員は授業を行っている。本来は個人ごとに研修をしながら指導内容を定めるものだが、あらかじめ策定した小中のつながりがわかるカリキュラムを教員は使用し、授業に活用できることから、業務改善につながっている。

また、「横の小中一貫教育」については、学校と家庭・地域が一緒となり子どもを育てていくという理念のもと、コミュニティ・スクールや学校サポーターズクラブ等の制度を使いながら、従来は学校だけが担っていたところを皆でやっていく、という形になっている。

そういう点では、働き方改革に貢献しているものと考えている。

【再質問】

地域・保護者等の連携について、既に実施している事例があれば伺う。

【答弁：教育長】（教育政策課）

身近な例とすると、小学校の家庭科にて、地域の方に入っていただきミシンの使い方などを教えていただいている。また、登下校の見守りを地域でやっていただいている。

また、コミュニティ・スクールでは、「地域を学ぶ」「地域で学ぶ」ことが注目されており、地域を教材にした学びや、地域に出て体験活動をすることがある。その際、煩雑な連絡・調整にコミュニティ・スクールのディレクターが大変活躍していることから、働き方改革にも寄与していただいている。

② 教員の健康面における状況について

【質問】

本市における小中学校教員の長期療養状況と傾向について伺う。

【答弁：教育長】（教育政策課）

令和6年11月20日現在、本市における小中学校教員の「30日以上の特例休暇取得者」と「休職者」は合計で9名おり、そのうち6名が精神疾患によるものである。

年代別の傾向としては、20代から30代が5名、40代から50代が1名となっており、若い教員が精神疾患による長期療養中となっている。

【再質問】

教員が長期療養状態にならないためのメンタルケアについて、どのように取り組んでいるか伺う。

【答弁：教育長】（教育政策課）

基本は、集団としてその人が一人で悩まない、抱え込まないということがあるので、困ったことをいつでも相談しあえる、風通しの良い職場環境づくりが基本だと考えている。

併せて、職員の勤務時間について、勤怠管理システムによる勤務状況の客観的な把握を行っており、個人としても働き方を確認するとともに、管理職は教員が働きすぎているか確認し、声をかけるなどしながら、メンタルケアを行っている。

【再質問】

教員の職場復帰に向けては、どのような対応が行われているのか伺う。

【答弁：教育長】（教育政策課）

職場復帰の家庭については、県が定めた「職場復帰対応要領」に基づき対応している。まずはしっかりと療養していただいたうえで、受診の際には本人の承諾を得たうえで管理職が同行し、医者からのアドバイスをいただいている。

また、約1か月前から始まる職場復帰訓練にあわせて、徐々に現場に慣れていっていただいたうえで、復帰後についてもコンディションに配慮し、仕事量の調整などを行っている。

③働き方改革への支援と外部人材の活用について

【質問】

第2期藤枝市教育振興基本計画策定以降、同計画に位置付けられた教員の働き方改革の支援の状況と、人的支援として文部科学省が開始した「特別免許状制度」等の、外部人材の活用による働き方改革の支援について伺う。

【答弁：教育長】（教育政策課）

まず、教員の働き方改革への支援のうち、「環境の整備」については、保護者との連絡ツールである、さくら連絡網システムが各学校に浸透し、飛躍的に事務の省力化が図られている。また、ICTを活用した教員間の連絡やオンライン会議も日常化し、業務の効率化が進んでいる。

また、「働き方の見直し」については、各学校において会議の削減や定時退庁日の設定、自らの退庁時刻を表示するなどの工夫により、働き方に対する意識改革を進めている。

次に、外部人材の活用については、現在「特別免許状制度」は、県内の高等学校に導入しており、専門的な分野について、その優れた知識や経験を活かした授業が行われているが、小中学校においては、免許状は保有していないが各種分野において優れた知識

や技術を有する人材を活用する「特別非常勤講師制度」を導入している。

現在、本市では3名を配置しており、生活科や総合的な学習の時間の授業において、その専門性を発揮していただいている。

また、本市には、教員の授業づくりについての専門的な指導助言を行う「スーパーティーチャー派遣事業」があり、学校からの要請に応じて、昨年度は教員OBを含めた24名のスーパーティーチャーを派遣している。保健体育科や音楽科の授業において、ダンスや器楽、合唱などの実技指導を専門的にサポートしており、教員の授業づくりに係る負担軽減にも大いに役立っている。

このような環境づくりにより、教員は本来業務の中核をなす「指導」に専念でき、教育の質の向上につながることから、子どもたちがより質の高い指導を受けることができるよう、各学校と連携しながら取組を進めていく。

【再質問】

働き方の見直しについて、意識改革も大切だと考える。見直しに係る教員へのアンケート調査は行われているのか伺う。

【答弁：教育長】（教育政策課）

学校では、働き方の見直しに特化したアンケートは行っていないと思うが、各校に意識改革に向けた若手担当者を置き、そのものを中心とし、具体的な取組を行っている。

また、全職員で今年度の教育活動について評価し、次年度職員が子どもと向き合う時間が確保できる教育課程となるよう、改善に向けた協議を行っている。

【再質問】

特別非常勤講師はすでに導入されて力を発揮しているとのことだが、増員の予定はあるか伺う。

【答弁：教育長】（教育政策課）

特別非常勤講師は県の制度であり、配置について市が人数を調整していくことは難しいが、今後も、学校からの要望に応じて、しっかりと県に強く伝えていく。

【要望】

これからも働き方改革を進めていただき、特に子どもの育ちに課題を抱えている保護者と向き合う時間を確保していただきたい。

○ 山本 信行 議員

標題1 GIGAスクール端末について

(1) 端末の更新スケジュールについて

【質問】

本市の端末更新スケジュールについて伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

来年度当初に購入事業者を選定し、その後、議会の承認をいただいた後、8月頃を目途に端末の購入・納品を予定している。納品後、順次アプリ等の様々な設定を行いながら、遅くとも令和8年3月中には、全ての児童生徒に配付していく。

【再質問】

端末調達に係る手法について伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

手法は決定していないが、入札、プロポーザルそれぞれのメリットを鑑みて検討しており、いわゆる「安かろう悪かろう」になることのないよう、十分配慮していく。

(2) 調達と廃棄の端末台数の見込みについて

【質問】

新たに調達する端末台数及び廃棄端末台数の見込みについて伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

全児童生徒相当数の約12,000台の調達を見込んでいる。また、廃棄対象となる端末の台数も、現在所有している台数である約12,000台を見込んでいるが、状態が良い端末については、再利用を検討している。

【再質問】

12,000台の端末を廃棄するための費用を概算で伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

国からの通知に基づいた手法で全台廃棄する場合は、5,000万円近い費用がかかるものと想定される。

【再質問】

端末の廃棄について、国からの財源支援があるか伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

現在のところ、国からの財政支援はない。

(3) どのような視点から端末を購入するのかについて

【質問】

新たな端末は、どのような視点に基づき調達する見込みか伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

本市では、教員や専門業者からなる「一人一台端末選定等委員会」を組織しており、この委員会においては、これまで課題となっていた「重さ」「処理速度」「端末の立ち上がりの速さ」の解決を重視するとともに、子どもたちの学びにとって、最も有効な端末や使用するソフトを導入するという視点に基づき選定を行っている。

【再質問】

端末の調達にあたり、国から機器の仕様の基準を示されているか伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

文部科学省から、「学習者用コンピュータ最低スペック基準」が示されており、CPUや記憶容量などの最低限の基準がOSごとに数値で定められており、それ以上のスペックを備えることが求められている。さらに、画面がタッチパネル対応であること、カメラが内側・外側双方にあること、重さが1.5キログラムを超えないことなども求められている。

(4) 端末処分に係る見解と手法について

【質問】

端末を処分する際に個人情報を含めて全ての情報を消去する必要があると考えるが、見解とその手法について伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

端末には、人物が特定できる写真や、個人名などがわかる情報が保存されていることもあり、その処分には、慎重で確実な作業が必要となる。

来年度の全国的な端末更新にあたり、文部科学省・経済産業省・環境省の3省連名による通知が発出されており、使用済み端末の適切な処分について、再使用又は再資源化の検討や法令に遵守した適切な処分が求められている。

本市では、令和8年度、新たに一人一台端末を配備する時点で、使用済みの端末を回収し処分する予定であり、処分の際には、この国の指針に基づき、適切かつ確実な処分をしていく。

【再質問】

端末に保存されている個人情報を消去する方法について伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

物理的な方法として、記憶装置内部のチップメモリを破壊する方法がある。

(5) 端末処分に係る資源の再利用について

【質問】

端末を廃棄する場合、SDGsの観点から資源として再利用することが望ましいが、

環境部門や事業者等との間で連携を図る必要があるが、その対応策について伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

国から使用済み端末の再利用又は再資源化の検討や、適切で確実な処分が求められている。

具体には、状態が良い端末は、故障時の予備機等としての活用が推奨されており、処分せざるを得ない端末にあつては、「小型家電リサイクル法」や「資源有効利用促進法」に基づいた適切な事業者への処理委託が明記されている。そのため、処分の際には、情報流出の防止はもちろんのこと、環境にも配慮し、確実に適切な処分ができる専門業者を選定していく。

【再質問】

処分する端末の再利用の用途について伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

状態の良いものについては、一人一台端末の予備機にしていきたいと考えている。

(6) G I G Aスクール端末のための財源確保について

【質問】

国が求める基準の端末等の整備には多額の費用がかかると思うが、G I G Aスクールに関連する整備事業に必要な経費の確保について伺う。

【答弁：市長】（教育政策課）

大変力を入れている事業であるが、その財源確保は非常に大事な問題である。

令和2年度の新型コロナのパンデミックに端を発し「G I G Aスクール構想」は、国策として一気に全国で推し進められたが、本市では、それ以前から先駆的に学校教育へのICT活用を進めていたことから、私はその有効性や必要性、さらには今後の可能性を実感しており、「G I G Aスクール端末」も他市に先駆けて整備した。現在でもICTを効果的に活用し、全ての子どもたちの個に応じた質の高い学びを提供する環境を積極的に整えているところである。

来年度は、全国的にG I G Aスクール端末の更新時期を迎えることになる。本市では、今後さらに導入が進む「デジタル教科書」などにも十分に対応できる高規格な端末の導入に向け、子どもたちのことを第一に考え、現在も検討を行っているところである。

国等は、このG I G Aスクール端末の更新に伴い財政措置することになっているが、端末の活用に必要なアプリの使用料や通信料、さらには、子どもたちの端末と合わせて授業で使用する教員の校務端末には財政支援がない。5年毎に全国的な更新が行われる中、今後国からの財政支援が先細りすれば、基礎自治体間で子どもたちの教育環境に大きな格差が生じる可能性も考えられる。

これは、本市のみならず全国の自治体も同様な思いをもっているものと感じており、

「GIGAスクール構想」が国策である以上、将来的にもしっかりと国が責任をもって財政的に支援するべきであると考えている。

このことから、今後も、静岡県教育委員会や市長会などを通じ「GIGAスクール構想」に関連する一連の経費について財政支援を強く求めていくとともに、さらに手厚い支援制度を創設するよう強く国に要請していく。

【要望】

しっかりした財源確保が必要であると思う。基金の設立も必要だと考えるので、また検討をしていただきたい。

標題2 学校看護師について

(1) 医療的ケア児への対応の必要性について

(3) 医療的ケアを必要とする児童生徒が、学校看護師の配置されていない学校に入学する場合の対応について

【質問】

医療的ケア児への対応の必要性について、見解を伺う。

医療的ケアを必要とする児童生徒が、現在学校看護師が配置されていない学校に入学する場合の対応について、見解を伺う。

【答弁：市長】（教育政策課）

誰一人取り残さない学びの環境づくりを推進するため、これまでも特別な配慮や支援を必要とする子どもたちが安心して学べる教育環境の構築に向け、特別支援教育支援員をはじめとした様々な支援員を積極的に配置している。

加えて、医療的ケアが必要となる児童生徒についても、等しく学びの機会を保障するため、県に先駆けて、令和2年度から学校看護師の配置を進めてきたところである。この学校看護師は、経管栄養や血糖値実測等の医療行為を行うことから、医療的ケアの正確性や安全性を確保するため、市立総合病院の医師が現地へ赴いて指導や確認を行い、該当の児童生徒が毎日健康で安全に過ごすことができる体制を整えている。

今後、医療的ケアを必要とする未就学児などが、現在学校看護師が配置されていない学校に入学を希望することも想定される。その際には、これまでと同様に教育部局と保育施設や福祉部局などと十分連携する中で、入学前に対象となる子どもの情報を早期に把握し、必要となる学校看護師の配置体制を確実に確保していく。

【再質問】

今後も、学校看護師の配置を行っていくという考えがあるか伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

その通りである。

(2) 医療的ケアを受けている児童数と学校看護師の配置状況について

【質問】

現在、市内に医療的ケアを受けている児童生徒の人数及び学校看護師の配置状況について伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

本年度は、市内小学校3校に6名の医療的ケアを必要とする児童が在籍しており、それぞれの児童に必要な医療的ケアを行うため、4名の学校看護師を、児童が在籍している学校に配置している。

全員が適切なケアを受けられるよう、個々の児童に必要な医療行為の種類や児童の発達段階などにあわせて、このような人員体制を取っている。

【再質問】

これまで、小学校入学の際、地元の小学校でなく学校看護師がいる別の小学校に入学しなければならないケースがあったか伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

医療的ケアを要する児童が地元の小学校に入学できなかったようなケースはない。

(4) 学校看護師の人材確保における医師会や看護師会、県教育委員会との連携体制について

【質問】

医療的ケアを行うことができる方は看護師の資格を有する方に限られるため、人材確保のためには医師会や看護師会、県教育委員会などとの連携が必要と考えるが、現在の対応状況について伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

志太医師会や県教育委員会、県看護協会と連携するなかで、人材確保に向けた体制を整えているが、現在、「広報ふじえだ」や市ホームページで呼びかけることで、必要となる人数は確保できている。

今後も、医療的ケアを必要とする児童生徒への確かな対応のため、関係機関とのさらなる連携を図っていく。

【再質問】

看護師確保が難しいという話もある。看護師確保の課題と対策について伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

課題としては、少子高齢化による看護師の需要が増えていることもあり、社会全体で看護師自体が不足していることや、看護師の人材情報について市教育委員会独自では持

ち得ていないこと、また、学校看護師に適した人材がいらっしゃった場合にも、勤務条件に同意していただけるか、という問題もある。

そのため、学校看護師の人材確保が困難な状況になる場合には、静岡県看護協会により運営されているナースバンクを活用したり、県教育委員会に相談をかけたりしながら、人材確保に向けて対応をしていく。

【答弁：市長】

本市では、誰一人取り残さない教育ということを進めているが、これまでも学校に行きたいが行けないという子どもがいたことから、本市としても進めてきた。このような状況を、国・県と共有していきたい。充実した教育を進める一方、誰一人取り残さない教育を進めていかなければ、全体の教育が向上していかない。

○ 岡村 好男 議員

標題１ オーガニックビレッジの推進と進捗について

(4) 学校菜園等を利用したエディブル・スクールヤードの取組とオーガニックシティの推進について

【質問】

地域と学校が連携した花壇づくりや再胃炎づくりをさらに発展させていけば、県内初のエディブル・スクールヤードが実現でき、オーガニックシティの推進に大変有効と考えるが、見解を伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

市内小中学校には、総合的な学習の時間や生活科の授業などに、米や野菜の栽培から収穫、調理までの一連の体験学習を行っている学校がある。

さらに、栄養教諭の給食訪問の際には、有機農法で育てた作物を給食で使用していることを紹介したり、有機農法の良さを児童生徒に伝えたりしている。

また、「エディブル・スクールヤード」に類似した栽培活動を、ほぼ全ての小中学校で取り組んでいる。

本市のオーガニックシティの考えが、さらに子どもたちに浸透するよう、野菜などを栽培する際には、有機農法についても学ぶ機会を設けていく。

【再質問】

農業、そして有機農業を守っていくためには教育の場での学びも必要と考えるが、具体的にどの程度活動が進んでいるのか伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課・学校給食課）

昨年１１月から始めた学校給食での有機米、有機茶の提供や、そして、その提供時には「藤枝市オーガニックシティ推進協議会」の方々にお越しいただいて「栽培の苦労」

「思い」のお話をしていただいている。また、12月2日には、西益津小学校に生産者にお越しただいて、有機米についてお話をいただいた。

このように学校給食は、食材などを学ぶなどの重要な場ともなることから、このような活動を通じ、子どもたちがオーガニックに興味や関心を持ち、オーガニックに対する理解が進むよう努めている。

【再質問】

有機農業を学ぶ場として、先ほども話をした学校給食の場も大事であり、ぜひ主食である米の提供を増やすとともに、子どもたちに食育として学ぶ機会を増やすべきと思うが、当局の考えを伺う。

【答弁：教育部長】（学校給食課）

学校給食は児童生徒の心身の健康な発達に資するものであり、学校給食において安全安心な食材を安定して供給することは何よりも重要である。今後とも、有機農産物のコストや必要な量の確保などについて、産業振興部局と連携し、生産者の動向を踏まえながら、学校給食での有機米などの提供拡大に努めていく。併せて、引き続き、学校を通じて生産者の「生の声」を児童生徒が直接聞ける場を提供するなど、学校においても有機農業の意義を学ぶ大切な機会を大事にしていきたいと考えている。

○ 藪崎 正幸 議員

標題1 藤枝市施行70周年記念楽曲・記念映像について

(2) 今後の作品の使用方法について

【再質問】

来年度以降、小中学校でも本楽曲などを使用してはいかがか伺う。

【答弁：教育部長】（教育政策課）

学校での活用について、制作者たちの母校である岡部中学校において、登下校や給食、清掃の時間などで流すことができるか検討中である。また、楽曲を教材化し、音楽の鑑賞授業にて使っていくことも検討している。併せて、三学期の始業式で楽曲と映像を流し、校長から生徒に向けて、本市が築き上げた先人の思いなどを伝えていく予定である。

資料 2

No.	学校名	入学説明会(R7.4入学)		令和6年度修了式		令和6年度卒業式		令和7年度入学式		令和7年度始業式
1	藤枝小	2月4日(火) 受付 13時00分 開会 13時30分	藤枝小体育館	3月19日(水) 8時15分	藤枝小体育館	3月18日(火) 受付 8時10分 開式 8時50分	藤枝小体育館	4月7日(月) 受付 8時20分 開式 8時50分	藤枝小体育館	4月7日(月) 13時00分
2	藤枝中央小	2月12日(水) 受付 13時30分 開会 14時00分	藤枝中央小体育館	3月19日(水) 8時15分	藤枝中央小体育館	3月18日(火) 受付 8時10分 開式 8時55分	藤枝中央小体育館	4月7日(月) 受付 8時20分 開式 9時00分	藤枝中央小体育館	4月7日(月) 13時15分
3	西益津小	2月21日(金) 受付 9時30分 開会 10時00分	西益津小体育館	3月19日(水) 8時30分	西益津小体育館	3月18日(火) 受付 8時15分 開式 9時00分	西益津小体育館	4月8日(火) 受付 8時20分 開式 9時00分	西益津小体育館	4月8日(火) 13時20分
4	青島小	1月31日(金) 受付 13時15分 開会 13時45分	青島小体育館	3月19日(水) 8時15分	青島小体育館	3月18日(火) 受付 8時10分 開式 9時00分	青島小体育館	4月8日(火) 受付 8時15分 開式 9時00分	青島小体育館	4月8日(火) 13時35分
5	青島東小	2月13日(木) 受付 8時30分 開会 9時00分	青島東小体育館	3月19日(水) 8時15分	青島東小体育館	3月18日(火) 受付 8時10分 開式 9時00分	青島東小体育館	4月8日(火) 受付 8時10分 開式 9時00分	青島東小体育館	4月8日(火) 13時30分
6	葉梨小	2月6日(木) 受付 13時00分 開会 13時30分	葉梨小体育館	3月19日(水) 8時25分	葉梨小体育館	3月18日(火) 受付 8時10分 開式 9時00分	葉梨小体育館	4月8日(火) 受付 8時15分 開式 9時00分	葉梨小体育館	4月8日(火) 13時55分
7	葉梨西北小	2月4日(火) 受付 13時45分 開会 14時00分	葉梨西北小体育館	3月19日(水) 8時15分	葉梨西北小体育館	3月18日(火) 受付 8時20分 開式 9時00分	葉梨西北小体育館	4月8日(火) 受付 8時30分 開式 9時00分	葉梨西北小体育館	4月8日(火) 10時30分
8	高洲小	2月4日(火) 受付 8時55分 開会 9時15分	高洲小体育館	3月19日(水) 8時30分	高洲小体育館	3月18日(火) 受付 8時10分 開式 9時00分	高洲小体育館	4月8日(火) 受付 8時10分 開式 9時00分	高洲小体育館	4月8日(火) 13時20分
9	大洲小	2月6日(木) 受付 13時10分 開会 13時30分	大洲小体育館	3月19日(水) 8時15分	大洲小体育館	3月18日(火) 受付 8時00分 開式 9時00分	大洲小体育館	4月7日(月) 受付 8時20分 開式 9時00分	大洲小体育館	4月7日(月) 13時30分
10	稲葉小	2月5日(水) 受付 13時15分 開会 13時30分	稲葉小体育館	3月19日(水) 8時15分	稲葉小体育館	3月18日(火) 受付 8時15分 開式 9時00分	稲葉小体育館	4月7日(月) 受付 8時30分 開式 9時00分	稲葉小体育館	4月7日(月) 13時15分
11	瀬戸谷小	2月18日(火) 受付 13時30分 開会 13時45分	瀬戸谷小図書室	3月19日(水) 8時15分	瀬戸谷小体育館	3月18日(火) 受付 8時20分 開式 9時00分	瀬戸谷小体育館	4月8日(火) 受付 9時10分 開式 9時30分	瀬戸谷小体育館	4月7日(月) 8時30分
12	広幡小	2月20日(木) 受付 13時00分 開会 13時30分	広幡小体育館	3月19日(水) 8時15分	広幡小体育館	3月18日(火) 受付 8時20分 開式 9時00分	広幡小体育館	4月7日(月) 受付 8時20分 開式 9時00分	広幡小体育館	4月7日(月) 13時10分
13	藤岡小	2月7日(金) 受付 9時30分 開会 9時45分	藤岡小体育館	3月19日(水) 8時15分	藤岡小体育館	3月18日(火) 受付 8時30分 開式 9時00分	藤岡小体育館	4月8日(火) 受付 8時30分 開式 9時00分	藤岡小体育館	4月8日(火) 13時20分
14	高洲南小	2月14日(金) 受付 13時30分 開会 14時00分	高洲南小体育館	3月19日(水) 8時15分	高洲南小体育館	3月18日(火) 受付 8時25分 開式 9時00分	高洲南小体育館	4月8日(火) 受付 8時20分 開式 9時00分	高洲南小体育館	4月8日(火) 13時40分
15	青島北小	2月6日(木) 受付 9時00分 開会 9時30分	青島北小体育館	3月19日(水) 8時20分	青島北小体育館	3月18日(火) 受付 8時20分 開式 9時00分	青島北小体育館	4月7日(月) 受付 8時10分 開式 9時00分	青島北小体育館	4月8日(火) 8時45分
16	岡部小	2月26日(火) 受付 13時20分 開会 14時00分	岡部小体育館	3月19日(水) 8時10分	岡部小体育館	3月18日(火) 受付 8時05分 開式 9時00分	岡部小体育館	4月7日(月) 受付 8時10分 開式 9時00分	岡部小体育館	4月7日(月) 13時40分
17	朝比奈第一小	2月12日(水) 受付 13時30分 開会 13時45分	朝比奈第一小視聴覚室	3月19日(水) 8時15分	朝比奈第一小体育館	3月18日(火) 受付 8時30分 開式 9時00分	朝比奈第一小体育館	4月7日(月) 受付 10時00分 開式 10時15分	朝比奈第一小体育館	4月7日(月) 8時10分
1	藤枝中	1月28日(火) 受付 13時10分 開会 13時30分	藤枝中体育館	3月18日(火) 9時00分	藤枝中体育館	3月19日(水) 受付 8時20分 開式 9時00分	藤枝中体育館	4月7日(月) 受付 12時40分 開式 13時30分	藤枝中体育館	4月7日(月) 9時00分
2	西益津中	2月19日(水) 受付 13時10分 開会 13時30分	西益津中体育館	3月18日(火) 8時50分	西益津中体育館	3月19日(水) 受付 8時30分 開式 9時00分	西益津中体育館	4月9日(水) 受付 12時45分 開式 13時30分	西益津中体育館	4月8日(火) 9時10分
3	青島中	1月20日(月) 受付 13時50分 開会 14時00分	青島中体育館	3月18日(火) 9時20分	青島中体育館	3月19日(水) 受付 8時10分 開式 8時50分	青島中体育館	4月8日(火) 受付 12時50分 開式 13時50分	青島中体育館	4月8日(火) 9時00分
4	葉梨中	2月12日(水) 受付 13時00分 開会 13時30分	葉梨中体育館	3月18日(火) 9時00分	葉梨中体育館	3月19日(水) 受付 8時35分 開式 9時00分	葉梨中体育館	4月8日(火) 受付 12時35分 開式 13時30分	葉梨中体育館	4月8日(火) 8時40分
5	高洲中	1月31日(金) 受付 13時10分 開会 13時40分	高洲中体育館	3月18日(火) 8時40分	高洲中体育館	3月19日(水) 受付 8時20分 開式 9時15分	高洲中体育館	4月8日(火) 受付 12時45分 開式 13時30分	高洲中体育館	4月8日(火) 9時20分
6	大洲中	2月18日(火) 受付 13時40分 開会 14時00分	大洲中体育館	3月18日(火) 8時50分	大洲中体育館	3月19日(水) 受付 8時30分 開式 9時00分	大洲中体育館	4月7日(月) 受付 12時40分 開式 13時30分	大洲中体育館	4月7日(月) 9時00分
7	瀬戸谷中	1月23日(木) 受付 13時10分 開会 14時20分	瀬戸谷中体育館	3月18日(火) 8時30分	瀬戸谷中体育館	3月19日(水) 受付 8時30分 開式 9時00分	瀬戸谷中体育館	4月8日(火) 受付 9時10分 開式 9時30分	瀬戸谷中体育館	4月7日(月) 8時30分
8	広幡中	2月25日(火) 受付 13時40分 開会 14時00分	広幡中体育館	3月18日(火) 9時00分	広幡中体育館	3月19日(水) 受付 8時30分 開式 9時00分	広幡中体育館	4月7日(月) 受付 12時40分 開式 13時30分	広幡中体育館	4月7日(月) 9時10分
9	青島北中	1月20日(月) 受付 13時15分 開会 13時30分	青島北中体育館	3月18日(火) 8時40分	青島北中体育館	3月19日(水) 受付 8時20分 開式 9時00分	青島北中体育館	4月7日(月) 受付 13時30分 開式 14時15分	青島北中体育館	4月7日(月) 9時10分
10	岡部中	2月21日(金) 受付 13時20分 開会 13時45分	岡部中体育館	3月18日(火) 9時00分	岡部中体育館	3月19日(水) 受付 8時20分 開式 9時00分	岡部中体育館	4月7日(月) 受付 12時50分 開式 13時30分	岡部中体育館	4月7日(月) 9時25分

R6.12.18現在

絵本「ふじりんとうつうあんぜん」の配布について

(教育政策課)

1 趣旨

道路を歩く際の注意点や交通ルールを学ぶことができる交通安全教育用絵本「ふじりんとうつうあんぜん」を藤枝市交通安全対策協議会が作成したことから、市内小学校17校の1年生の各クラスに配布し、こどもたちの交通安全意識の醸成を図る。

2 内容

タイトル: 「ふじりんとうつうあんぜん」

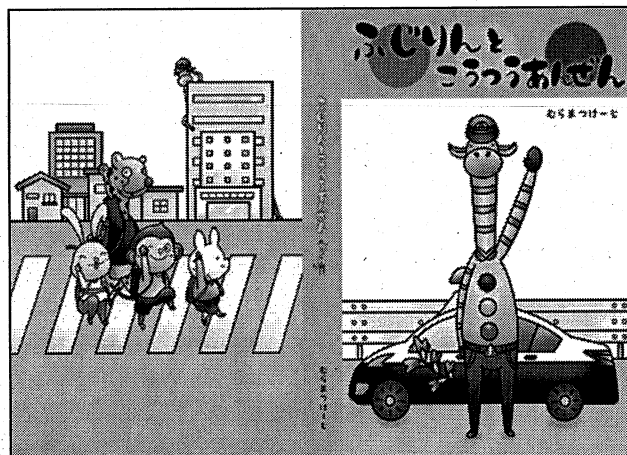
著 者: むらまつけーじ氏 (藤枝市出身)

判 型: A4判

ページ数: 32ページ

作成部数: 250部

対 象: 主として年長児 (5歳児) と小学1年生



3 配布先と配布時期

配 布 先: 小学校・市内幼稚園・保育園・地区交流センター・図書館

配布時期: 12月下旬 (予定)

令和6年度藤枝市教育研究作品の募集について

(教育政策課)

1 趣旨

市内小中学校教職員の研究活動を奨励し、職員の資質向上と本市の教育の振興と充実を図るため、教科指導に関する研究や応募者自身が継続的に実践研究した作品を募集する。

応募があった作品は、教頭および教科等指導員が書面にて評価、講評を行い、応募した全員に講評・論文集および記念品を贈呈する。

表彰式は、3月4日(火)午後3時45分から藤枝市生涯学習センターにおいて行う。

2 昨年度(令和5年度)の応募状況

《研究領域別数》

(単位：点)

	国語	社会	算数・数学	理科	音楽	図工・美術	体育・保健	技術・家庭	生活	動・英語 外国語活	特別の教科 道徳	特別活動	情報教育
小学校	4	0	2	0	1	0	1	2	1	0	0	0	0
中学校	0	2	1	1	0	1	2	2		1	0	1	0
計	4	2	3	1	1	1	3	4	1	1	0	1	0
	学習の時間 総合的な	学習指導	研修	学級経営	学年経営	学校運営	特別支援 教育	生徒指導	学校保健	図書館教育	教育一般	合計	
小学校	2	4	1	2	0	0	0	1	0	0	1	22	
中学校	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	13	
計	2	4	1	2	0	0	0	2	0	1	1	35	

《応募者数の推移》

(単位：人)

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
応募者数	68	62	63	65	62	54	53	59	55	52	50	36	35

「小さな物語」(授業で人を育てる)実践事例の募集について

(教育政策課)

1 趣旨

本市では、昨年度末作成した「藤枝市授業づくり指針」に基づき、「授業で人を育てる」という教育理念のもと「教科の学び」と「人としての学び」の両面を柱とした授業づくりを推進し、この実践の上で、「自己決定」「相手との関わり」「存在感」「人間的なふれあい」「発達の可能性」の5つの考え方を大切にしている。

この視点をもとに、様々な場面における子供たちの営みを注意深くとらえていくと、子供たちの学びや成長の教室における「小さな物語」が見えてくる。

子供の些細な変化に気づき、子供のかすかな心の声に耳を傾け、目の前の一人一人の子供の小さな学びやささやかな成長を敏感にとらえ、そのことを教師自らの言葉で語るにより、教師の感性や授業力を磨いていく。

2 内容

「授業で人を育てる」の理念を具現化し継承していくため、このような実践報告(子供たちの「小さな物語」)を各学校から提出してもらい、子供を核とした授業実践の積み重ねに活用する。

3 今後の予定

- | | |
|-----------|-------------|
| ・ 報告期限 | 令和7年2月7日(金) |
| ・ とりまとめ | 令和7年2月～3月 |
| ・ 各学校への提供 | 令和7年3月末 |

1 趣旨

令和6年12月13日(金)午後4時過ぎ、葉梨小学校の放課後児童クラブに通っている児童が、グラウンドの鉄棒付近で、胴体のない猫の頭部だけの死骸を見つけた。放課後児童クラブ支援員から報告を受けた学校職員は警察に通報し、現在、警察が対応している。

2 事案概要

13日(金)児童は放課後児童クラブに行き、グラウンドで遊んでいたところ、鉄棒近くの本の根元付近に猫の頭部だけの死骸を見つけた。血もなく枯れ葉や砂がついていたこともあり、児童は何の死骸かわからなかったが、頭部であることはわかったため、放課後児童クラブ支援員に報告をした。報告を受けた支援員はすぐに学校職員に連絡を入れ、学校職員は現場を確認したあと、警察に連絡を入れた。翌日、警察の現場検証があり、既に報道もされているが、警察が事件性も視野に入れながら対応している。

3 今後の対応

【学校等の対応】

(葉梨小)

- ・児童や保護者の不安を取り除くためにも、登下校については職員だけでなく、集団登校を地域見守りボランティアの方々の協力をえながら児童を見守っていく。
(下校時は、学年地区ごと一緒になって下校をする。)
- ・猫の頭部の死骸を実際に見ている児童や、こういった動物虐待に接して、心を不安定にしている児童もいるため、必要に応じてスクールカウンセラーを要請していく。

(葉梨中、葉梨西北小)

- ・登下校の安全について、保護者へも呼びかけるとともに、教職員や地域の方と共に見守っていく。

(校長会)

- ・登下校の安心安全について、見守りボランティア等との連携を再確認するとともに、登下校の仕方について児童生徒に繰り返し指導していく。
- ・年末年始の休業に向けて、家庭での安心安全な過ごし方について指導の徹底を行う。

(放課後児童クラブ)

- ・市内の放課後児童クラブについて、活動時の安全確保と、敷地内において不審物を発見した場合は速やかに警察に連絡を入れるなどの注意喚起を行う。

(地域安全推進委員等)

- ・藤枝警察署各地区交番に所属する「地域安全推進員(青パト)」へ児童の見守りを要請。

(自治会町内会・地域見守り隊等)

- ・防犯まちづくり協議会を通じて自治会町内会・地域見守りボランティア等の児童への見守りを要請。

(青色回転灯パトロール)

- ・交通安全・地域安全課の協力を得て、職員に青色回転灯パトロールの実施を要請。

新学校給食センター事業用地の取得について

(学校給食課)

1 要旨

令和 10 年の稼働に向け準備を進めている「新学校給食センター整備事業」について、事業用地の取得が完了したので報告する。

2 用地取得の概要

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| (1) 土地の所在 | 藤枝市緑町二丁目3番22 他15筆 |
| (2) 地目 | 田 他 |
| (3) 地積 | 10,947.90㎡ |
| (4) 取得の方法 | 売買契約 |
| (5) 取得価格 | 320,298,530円 |
| (6) 契約の相手方 | 12地権者 |
| (7) 議会承認日 | 令和6年11月25日 |
| (8) 所有権移転登記 | 令和6年11月27日法務局申請
登記完了日：令和6年12月2日 |

(9) 位置図

